

## 吸収分割に関する事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面)

2021 年 7 月 12 日

株式会社マツモトキヨシホールディングス

2021年7月12日

## 吸収分割に関する事前開示書類

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める書面)

千葉県松戸市新松戸東9番地1  
株式会社マツモトキヨシホールディングス  
代表取締役社長 松本 清雄

当社（以下「マツモトキヨシホールディングス」といいます。）は、株式会社ココカラファイン（以下「ココカラファイン」といいます。）との間で、2021年10月1日を効力発生日として、ココカラファインを分割会社、マツモトキヨシホールディングスを承継会社とする、ココカラファインの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割（以下「本吸収分割」といい、本吸収分割に係る吸収分割契約を、以下「本吸収分割契約」といいます。）を実施いたします。

なお、本吸収分割は、ココカラファインとマツモトキヨシホールディングスの間における、マツモトキヨシホールディングスを株式交換完全親会社、ココカラファインを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）の効力発生を条件として無対価で実施する予定であり、本吸収分割に関して、ココカラファインにおいては、会社法第784条第2項本文の規定に基づく簡易吸収分割の手続により株主総会の決議による承認を受けずに、マツモトキヨシホールディングスにおいては、会社法第796条第2項本文の規定に基づく簡易吸収分割の手続により株主総会の決議による承認を受けずに行う予定です。

本吸収分割に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める事前開示事項は、以下のとおりです。

### 記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第794条第1項）  
別紙1に記載のとおりです。
2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第1号）  
本吸収分割は効力発生時点で完全親子会社となる予定の会社間において行われるため、本吸収分割に際し、マツモトキヨシホールディングスは株式その他の金銭等の交付を行いません。
3. ココカラファインに関する事項（会社法施行規則第192条第4号）
  - (1) 最終事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第192条第4号イ）

別紙2に記載のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第192条第4号ロ）

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第192条第4号ハ）

- ① MKCF 分割準備株式会社（以下「シナジー創出会社」といいます。）との吸収分割

ココカラファインは、2021年4月28日付で、シナジー創出会社との間で、2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインを分割会社、シナジー創出会社を承継会社とし、ココカラファインの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

- ② ココカラファインの完全子会社である株式会社ココカラファインヘルスケア（以下「ココカラファインヘルスケア」といいます。）とマツモトキヨシホールディングスとの吸収分割

ココカラファインヘルスケアは、2021年4月28日付で、マツモトキヨシホールディングスとの間で、2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインヘルスケアを分割会社、マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、ココカラファインヘルスケアの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

- ③ ココカラファインヘルスケアとシナジー創出会社との吸収分割

ココカラファインヘルスケアは、2021年4月28日付で、シナジー創出会社との間で、2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインヘルスケアを分割会社、シナジー創出会社を承継会社とし、ココカラファインヘルスケアの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

4. マツモトキヨシホールディングスの最終事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第192条第6号イ）

- (1) 株式会社マツモトキヨシグループの新設分割

マツモトキヨシホールディングスは、2021年4月28日付で、2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、マツモトキヨシホールディングスを分割会社として、株式会社マツモトキヨシその他の子会社等の株式の保有及び経営管理等を主たる目的とする株式会社マツモトキヨシグループを設立する新設分割に係る新設分割計画を作成いたしました。

- (2) シナジー創出会社との吸収分割

マツモトキヨシホールディングスは、2021年4月28日付で、シナジー創出会社との間で、2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、マツモトキヨシホールディングスを分割会社、シナジー創出会社を承継会社として、マツモトキヨシホールディングスの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

(3) ココカラファインヘルスケアとの吸収分割

マツモトキヨシホールディングスは、2021年4月28日付で、ココカラファインヘルスケアとの間で、2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインヘルスケアを分割会社、マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、ココカラファインヘルスケアの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約を締結いたしました。

5. 本吸収分割が効力を生ずる日以後におけるマツモトキヨシホールディングスの債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第192条第7号）

マツモトキヨシホールディングスの2020年12月31日現在の連結貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ365,562百万円及び123,134百万円です。また、本吸収分割によりマツモトキヨシホールディングスがココカラファインから承継する予定の資産及び負債の2020年12月31日現在における帳簿価額は、それぞれ371百万円及び0百万円です。

また、2020年12月31日から現在に至るまでマツモトキヨシホールディングスの資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、今後、本吸収分割の効力発生日までに予測されるマツモトキヨシホールディングスの資産及び負債の額の変動を考慮しても、本吸収分割後に見込まれるマツモトキヨシホールディングスの資産の額は負債を上回る見込みです。

さらに、マツモトキヨシホールディングスは本吸収分割以外にも2021年10月1日を効力発生日とする以下の新設分割及び吸収分割（下表参照）を行う予定ですが、当該新設分割及び吸収分割並びに本吸収分割の効力発生日以後においても、マツモトキヨシホールディングスの資産の額が負債の額を上回ることが見込まれております。

以上の点、並びに、マツモトキヨシホールディングスの収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、マツモトキヨシホールディングスが負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

（本吸収分割以外に実施する新設分割）

（単位：百万円）

新設会社	分割する事業部門	(2020年12月31日現在)	
		承継資産帳簿価額	承継負債帳簿価額
株式会社マツモトキヨシグループ	株式会社マツモトキヨシその他の子会社等の株式の保	101,355	22

	有及び経営管理等 を主たる目的とす る機能		
--	-----------------------------	--	--

(本吸収分割以外に実施するマツモトキヨシホールディングスが分割会社となる吸収分割)

(単位：百万円)

承継会社	承継する事業部門	(2020年12月31日現在)	
		承継資産帳簿価額	承継負債帳簿価額
シナジー創出会社	営業企画・運営支 援機能等	119,490	100,331

(本吸収分割以外に実施するマツモトキヨシホールディングスが承継会社となる吸収分割)

(単位：百万円)

分割会社	承継する事業部門	(2020年12月31日現在)	
		承継資産帳簿価額	承継負債帳簿価額
ココカラファイン ヘルスケア	本部機能	330	—

以上

別紙1 吸収分割契約の内容

次ページ以降をご参照ください。



## 吸収分割契約書

株式会社ココカラファイン（以下「C社」という。）及び株式会社マツモトキヨシホールディングス（以下「M社」という。）は、2021年4月28日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（本吸収分割）

C社及びM社は、本契約の規定に従い、M社を承継会社、C社を分割会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」という。）の方法により、C社の本部機能に関する別紙「承継対象権利義務明細表」記載の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）をM社に承継させ、M社はこれを承継する。

### 第2条（当事者の商号及び住所）

C社及びM社の商号及び住所は、以下のとおりである。

#### (1) M社（承継会社）

商号：株式会社マツモトキヨシホールディングス（2021年10月1日付で株式会社マツキヨココカラ&カンパニーに変更予定）

住所：千葉県松戸市新松戸東9番地1

#### (2) C社（分割会社）

商号：株式会社ココカラファイン（2021年10月1日付で株式会社ココカラファイングループに変更予定）

住所：神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号

### 第3条（承継する権利義務に関する事項）

1. M社は、本吸収分割により、C社から承継対象権利義務を効力発生日において承継する。
2. 前項の規定による債務の承継は、全て重疊的債務引受の方法による。但し、当該債務についてC社が履行その他の負担をしたときは、C社は、M社に対して、当該負担の全額について求償することができる。
3. M社は、本吸収分割の効力発生後に第1項に基づきC社からM社に承継された債務以外のC社の債務について履行その他の負担をした場合、C社に対して、当該負担の全額について求償することができる。

### 第4条（本吸収分割に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項）

M社は、本吸収分割に際し、M社が前条第1項に基づき承継する承継対象権利義務の対価を支払わない。

#### 第5条（M社の資本金等の額）

本吸収分割によりM社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

#### 第6条（効力発生日等）

1. 本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2021年10月1日とする。但し、本吸収分割の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、C社及びM社は協議し合意の上、これを変更することができる。
2. 本吸収分割は、C社とM社との間の2021年2月26日付株式交換契約に基づくM社を株式交換完全親会社、C社を株式交換完全子会社とする株式交換の効力が生じていることを停止条件として、その効力を生じるものとする。

#### 第7条（株主総会）

1. C社は、会社法第784条第2項の規定に基づき、本契約についての同法第783条第1項の株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行う。
2. M社は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約についての同法第795条第1項の株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行う。

#### 第8条（本吸収分割の条件変更及び中止）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、C社及びM社は、協議し合意の上、本吸収分割の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本吸収分割を中止することができる。

#### 第9条（競業避止義務の免除）

C社は、本吸収分割に関して、競業避止義務を負わない。

#### 第10条（本契約の効力）

本契約は、法令等に定められた本吸収分割の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合、又は第8条に基づき本吸収分割が中止された場合には、その効力を失う。

#### 第11条（協議）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、C社及びM社は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

（以下余白）

本契約成立の証として、本書 2 通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2021 年 4 月 28 日

C 社： 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 17 番 6 号  
株式会社ココカラファイン  
代表取締役社長 塚本 厚志



本契約成立の証として、本書 2 通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、各 1 通を保有する。

2021 年 4 月 28 日

M 社： 千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1  
株式会社マツモトキヨシホールディングス  
代表取締役社長 松本 清雄



承継対象権利義務明細表

効力発生日において、本吸収分割により M 社が C 社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。なお、M 社が C 社から承継する資産及び債務については、C 社の 2020 年 12 月 31 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

記

1. 資産

C 社の本部機能に属するソフトウェア及び投資有価証券の一切

2. 知的財産権

C 社の本部機能に属する知的財産権の一切

3. 契約（雇用契約を除く）

C 社の本部機能に関連する C 社が締結又は過去に承継した契約（本効力発生日時点で有効なものに限る。以下本項において同じ。）上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。なお、雇用契約は、下記 4 のとおりとする。

4. 雇用契約

C 社の本部機能に主として従事する従業員との間で締結された労働契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務。但し、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成 12 年法律第 103 号）第 5 条第 1 項に基づき異議を述べた従業員（もしあれば）は除く。

5. 許認可等

C 社の本部機能に属する、C 社が保有する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令等に基づき承継可能なもの。

以上

別紙2 ココカラファインの最終事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）  
に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

(添付書類)

## 事業報告

( 2020年 4月1日から  
2021年 3月31日まで )

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、二度にわたり緊急事態宣言が発出され商業施設などの営業休止や営業時間短縮、外出自粛による消費マインドの低下などが進み、インバウンド需要の急減もあり、極めて深刻な状況となりました。

このような状況下、当社は医薬品や生活必需品を提供する地域のヘルスケアインフラとして、衛生管理や慎重な感染防止策の徹底によりお客様と従業員の安全を最優先しながら、可能な限り店舗営業を継続いたしました。「人々のココロとカラダの健康を追求し、地域社会に貢献する」という経営理念を実践するとともに、当社のECサイトで購入した商品を当社店舗で受け取ることができる「店舗受け取りサービス」の対象店舗拡大や、PCR検査キットの販売、調剤事業におけるオンライン服薬指導システムの導入など、新しい生活様式の中でお客様・患者様に安心して便利な生活をお過ごしいただくための新しいサービスの拡充を進めてまいりました。

また、(i) 株式会社マツモトキヨシホールディングスとの資本業務提携に基づく商品仕入れの一本化、マーチャндаイジングの統一など、経営統合シナジーの早期実現への取り組み、(ii) 新規出店によるドミナント強化と規模拡大、(iii) ココカラクラブカードやスマートフォン用アプリ「ココカラ公式アプリ」、SNS・共通ポイントを活用した全方位営業、(iv) 調剤事業における地域の方々の健康増進を支援する「健康サポート薬局」づくり、「かかりつけ薬剤師」の質の向上への取り組み、(v) 基幹システム刷新や効率的な物流システムの構築を目的とした物流センターの自社化など、諸施策を推進いたしました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

### ①ドラッグストア・調剤事業

当社が属するドラッグストア業界は、同業各社の積極的な出店やEC拡大による購買チャネルの多様化などにより一層厳しさが増しております。また、調剤薬局業界においては、社会保障・医療の質に対する国民意識の高まりを背景に、高度な服薬指導や服薬情報の一元的・継続把握を行う「かかりつけ薬剤師」の育成や「健康サポート薬局」の展開、後発医薬品の使用促進など、多様な医療ニーズへの対応が求められております。

当連結会計年度におきましては、マスクや消毒用アルコールなどの関連商品の需要増加がありました。都市型店舗でのインバウンド需要や化粧品、調剤事業における処方せん枚数の減少などもあり、売上全体を大きく押し下げております。さらに、足元における前年の巣籠り特需の反動などもあり、当連結会計年度の既存店売上高増収率は7.4%減となりました。また、出退店につきましては、兵庫県を中心に関西において69店舗を展開する株式会社フタツカホールディングスのグループ化も含め、新規146店舗を出店、30店舗を退店し、収益改善を図るとともに、10店舗の改装を実施し、店舗の新陳代謝を促進いたしました。当連結会計年度末の当社グループ店舗数は、次表のとおり1,461店舗、調剤取扱店舗数は419店舗となりました。なお、健康サポート薬局は83店舗となりました。

しかしながら、卸売事業における取引先店舗数の減少もあり、当連結会計年度の売上高は363,007百万円（前連結会計年度比9.4%減）、セグメント利益（営業利益）は10,274百万円（同22.5%減）となりました。

#### [国内店舗数の推移]

	2020年4月1日 期首時点の総店舗数	出店	退店	業態変更	2021年3月31日 現在の総店舗数
ドラッグストア店舗数	1,145	+52	△28	△1	1,168
（内、調剤併設店舗数）	(114)	(+13)	(±0)	(△1)	(126)
調剤専門店舗数	200	+94	△2	+1	293
総店舗数	1,345	+146	△30	—	1,461
（内、調剤取扱）	(314)	(+107)	(△2)	(—)	(419)

業態変更：ドラッグストア店舗から調剤専門店舗への変更（または調剤専門店舗からドラッグストア店舗への変更）

[国内地域別店舗分布状況（2021年3月31日現在）]

地域	店舗数	地域	店舗数	地域	店舗数	地域	店舗数
北海道	31	山梨県	1	鳥取県	12	熊本県	15
宮城県	5	長野県	1	島根県	9	大分県	5
山形県	1	岐阜県	11	岡山県	8	沖縄県	6
福島県	3	静岡県	35	広島県	25		
茨城県	4	愛知県	105	山口県	73		
栃木県	2	三重県	61	徳島県	5		
群馬県	1	滋賀県	8	香川県	5		
埼玉県	39	京都府	56	愛媛県	5		
千葉県	28	大阪府	217	高知県	3		
東京都	263	兵庫県	158	福岡県	54		
神奈川県	60	奈良県	36	佐賀県	2		
新潟県	61	和歌山県	29	長崎県	18	合計	1,461

(商品販売状況)

ヘルス&ビューティカテゴリーにおける付加価値商品への一層の取り組みを推進しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響による都市型店舗でのインバウンド需要急減や、総合感冒薬やその関連商材、カウンセリング化粧品やメイク関連商品などの大幅な落ち込みにより一般用医薬品や化粧品は苦戦いたしました。一方、マスクや消毒用アルコールなどを含む衛生品や巣籠り需要のあった日用品カテゴリーは堅調に推移いたしました。この結果、一般用医薬品の売上高は43,171百万円（前年同期比16.1%減）、化粧品の売上高は89,227百万円（同15.6%減）、健康食品の売上高は8,929百万円（同12.8%減）、衛生品の売上高は44,044百万円（同3.8%増）、日用雑貨の売上高は52,139百万円（同5.7%増）、食品の売上高は37,396百万円（同6.7%減）となりました。

調剤においては、2020年4月に実施された診療報酬改定に伴う薬価引き下げや受診抑制による処方せん枚数の減少などはあったものの、対人業務の強化や、新規出店ならびに株式会社フタツカホールディングスのグループ化な

どの事業拡大を推進した結果、70,165百万円（前年同期比9.2%増）となりました。卸売につきましては取引先店舗数の減少などにより17,932百万円（同51.6%減）となりました。

区分		前連結会計年度		当連結会計年度		
		2020年3月期		2021年3月期		
		金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	前期比(%)
ドラッグ ストア ・調剤事 業	医薬品	115,734	31.8	113,336	32.8	97.9
	一般用医薬品	51,466	14.2	43,171	12.5	83.9
	調剤	64,267	17.7	70,165	20.3	109.2
	化粧品	105,781	29.1	89,227	25.9	84.4
	健康食品	10,243	2.8	8,929	2.6	87.2
	衛生品	42,449	11.7	44,044	12.8	103.8
	日用雑貨	49,337	13.6	52,139	15.1	105.7
	食品	40,074	11.0	37,396	10.8	93.3
	全店計	363,620	100.0	345,074	100.0	94.9
	卸売	37,024	—	17,932	—	48.4
小計	400,645	—	363,007	—	90.6	
介護事業	3,254	—	3,458	—	106.3	
セグメント間消去	(24)	—	(25)	—	—	
合計	403,875	—	366,440	—	90.7	

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

## ②介護事業

地域包括ケア構想における多職種連携の中心的存在となることを目指し、当社グループ内のドラッグストア・調剤事業との連携強化に取り組むと同時に、居宅支援・訪問介護・訪問看護に携わる人材確保や、組織運営の更なる効率化などに取り組んでまいりました。その結果、当連結会計年度の売上高は、3,458百万円（前連結会計年度比6.3%増）となりましたが、新型コロナウイルス感染防止対策費用の支出もあり、セグメント利益（営業利益）は55百万円（同6.2%減）となりました。なお、営業外収益にて計上した新型コロナウイルス感染症対策に係る助成金などを考慮すると、前年の利益水準を確保することができております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、366,440百万円（前連結会計年度比

9.3%減)となり、人件費や広告宣伝費など経費削減の取り組みや改装投資の抑制などによる経費コントロールによって収益確保に努めたものの、営業利益10,348百万円(同22.4%減)、経常利益12,815百万円(同18.0%減)となりました。また、株式会社マツモトキヨシホールディングスとの資本業務提携に基づく商品仕入れの一本化、マーチャндаイジングの統一など、経営統合シナジーの早期実現への取り組みに伴って生じた商品統合関連費用を、主に第2四半期に特別損失に計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益4,320百万円(同47.8%減)となりました。

## (2) 今後の見通し

ドラッグストア業界におきましては、同業他社との出店競争や業態を超えた競争環境の激化、人手不足による人件費・物流費の高騰により、経営環境の厳しさが続いております。また、ドラッグストア各社が生き残りをかけた差別化戦略を推進する中、業界再編を通じた上位企業の寡占化が進行しております。一方、日本の社会保障費が増大する中、ドラッグストア業界は、地域包括ケアシステム構築の重要な役割を担うことが期待されております。

当社は、このようなドラッグストア業界の大変革を飛躍に向けた成長機会と捉え、株式会社マツモトキヨシホールディングスとの経営統合により国内で売上高1兆円・3,000店舗を有する社会・生活のインフラ企業となり、また、両社の顧客基盤を活用したOne to Oneマーケティングを確立することで、消費者の購買動向に革新を起こしてまいります。そして、ヘルス&ビューティ分野で圧倒的なプレゼンスを獲得することで、国内ドラッグストア業界を力強くけん引することを目指してまいります。また、ドラッグストアとしての社会的使命である地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、美と健康の意識が高まっているアジア地域における事業基盤を確立し、将来的には「美と健康の分野でアジアNo.1」を目指してまいります。

2022年3月期の見通しにつきましては、2021年4月に診療報酬改定に伴う薬価引き下げが実施されたことに加え、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による経済活動の停滞、一部店舗の営業時間短縮や外出自粛による消費マインドの低下や消費行動の変化などに伴う高付加価値商品の落ち込み、国内インバウンド需要の低迷など、厳しい状況で推移することが予測されます。このような状況下、中核事業であるドラッグストア・調剤事業を中心に、以下の施策を

推進することで、お客様へのサービスや利便性を徹底的に高めると同時に、高収益グループへの変革を着実に推進し、持続的成長を実現させてまいります。

なお、当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、株式会社マツモトキヨシホールディングスを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（効力発生日：2021年10月1日）を行うことを決議しております。当該株式交換は、2021年6月29日開催予定の当社および株式会社マツモトキヨシホールディングスの定時株主総会の承認を前提としております。これにより、当社株式は2021年9月29日をもって上場廃止になる予定です。

- ①株式会社マツモトキヨシホールディングスとの経営統合の一環として2020年1月31日に締結した資本業務提携契約に基づき開始している両社でのマーケティング・棚割りの統一やPB商品の供給に加え、両社が持つ強みや事業基盤の更なる融合を図り、収益改善を図ります。2022年3月期見通しにおきましては、第2四半期までのシナジー額として、経常利益約40億円の増益を見込んでおります。
- ②新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、引き続き医薬品や衛生品、食品の供給を行うことのできる地域社会のヘルスケアインフラとして、地域のお客様・生活者のご期待にお応えできるよう努めてまいります。しかしながら、国内での個人消費低迷および訪日外国人を含めた来店客の減少などが一定期間続くことを想定しております。
- ③新規出店につきましては、ヘルス&ビューティの専門性に加え利便性を高めたドラッグストア店舗や敷地内薬局も含めた調剤店舗の拡充を中心に第2四半期までに30店舗、退店は14店舗を計画しております。新規出店による各エリアでのドミナント強化により事業規模の拡大と収益改善を目指してまいります。
- ④ダウンロード数329万件に達したスマートフォン用「ココカラ公式アプリ」において更なる新規会員獲得を進め、継続的に店舗を利用していただく顧客数の最大化を図ります。
- ⑤調剤事業における多様な医療ニーズ・診療報酬改定への対応、地域の方々の健康増進を支援する「健康サポート薬局」づくり、「かかりつけ薬剤師」の育成を進め、地域の方々に支持される質の高い薬局づくりを進めてまいります。また、処方せんの画像送信による調剤受付機能を持つ「ココカラファインお薬手帳アプリ」の更なる新規利用者獲得や、オンライン服薬指導など、

I C Tを活用し患者様の利便性を高める取り組みを強化してまいります。

⑥適切な人時管理と商品管理を行い、店舗オペレーションの効率化・生産性の向上を図ります。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、146店舗の新規出店、既存店舗の改装などにより総額8,871百万円となりました。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資に伴う資金調達は、全額自己資金で賄っております。

(5) 対処すべき課題

当社は「人々のココロとカラダの健康を追求し、地域社会に貢献する」という経営理念のもと、グループ全社が一体となってお客様へのサービスや利便性を徹底的に高めると同時に、高収益体質への変革を推進してまいります。引き続き、ドラッグストア、調剤事業を中心に、以下の重点課題へ取り組んでまいります。

①調剤事業の規模拡大と質の追求

新規出店・既存ドラッグストアの調剤併設化・M&Aにより調剤事業を強化・拡大するとともに、多様な医療ニーズ・診療報酬改定に対応し地域の方々の健康維持・増進を支援する「健康サポート薬局」を100店舗体制とすることを目指し、「かかりつけ薬剤師」の育成などを通じて調剤事業の「質」を追求してまいります。

②三大都市圏を中心とした市場シェア拡大

経済集積と人口集中が進んだ東名阪、三大都市圏を中心に出店を強化し、地域に密着した店舗運営や地域ドミナントを進めてまいります。

③I C Tを積極活用した顧客接点強化とサービスの高度化

顧客接点の強化や更なるサービスの高度化のため、I C Tに積極的な投資を行います。同業他社の競合状況やE C拡大などによる購買チャネルの多様化がますます激しくなる中、お客様一人ひとりのニーズに応えられる仕組みを構築し、店舗とお客様の距離を縮め、地域密着型ドラッグストアとして付

加価値の高い運営を推進いたします。

④物流・店舗オペレーションの効率化を軸にした流通全体の最適化

店舗数・業態・売場面積など、地域における当社の立地特性に応じた最適な物流体制を構築いたします。また、店舗業務の最適化、標準化に加え、ICTの活用により店舗オペレーションを効率化いたします。効率化により得られた時間をカウンセリング販売に充てるなど、更なる付加価値力を高め、高収益体質を確立いたします。

⑤ヘルスケアネットワークの構築を通じた地域社会への貢献

高齢化によって多様化する医療ニーズに、地域全体で協力しながら対応していくことが求められております。当社のドラッグストアや調剤薬局がその中心拠点となり、医療・介護に携わる多職種連携や業務提携による他企業との協働により在宅医療・介護を一体的に提供する「ヘルスケアネットワーク」の構築を推進してまいります。

なお、新型コロナウイルスの影響は今後も続くと予想されますが、当社グループへの影響を見極めながら、環境変化に対し迅速かつ柔軟に必要な対応ができるように施策を変化させてまいります。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第10期 2017. 4. 〔1 から〕 〔2 0 1 8 .〕 3. 31まで	第11期 2018. 4. 〔1 から〕 〔2 0 1 9 .〕 3. 31まで	第12期 2019. 4. 〔1 から〕 〔2 0 2 0 .〕 3. 31まで	第13期 2020. 4. 〔1 から〕 〔2 0 2 1 .〕 3. 31まで (当期)
売上高 (百万円)	390,963	400,559	403,875	366,440
営業利益 (百万円)	13,712	12,915	13,336	10,348
経常利益 (百万円)	16,019	15,233	15,626	12,815
親会社株主に帰属 する 当期純利益 (百万円)	9,067	9,158	8,270	4,320
1株当たり当期純 利益 (円)	376.41	381.27	344.06	144.05
総資産 (百万円)	158,177	172,727	208,298	203,407
純資産 (百万円)	87,810	95,081	139,653	141,508
1株当たり純資産 額 (円)	3,655.55	3,958.25	4,661.28	4,716.29

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 1株あたり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数および1株あたり純資産額を算定するための普通株式の期末発行済株式総数について、「株式付与E S O P信託」が所有する当社株式の数を控除しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を第11期の期首から適用しており、第10期に係る総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となります。

[財産および損益の状況の推移グラフ]



(7) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ココカラファイン ヘルスケア	50百万円	100%	ドラッグストアおよび調剤を主体とした薬局を営む小売業
株式会社ファインケア	10百万円	100%	介護施設の運営
株式会社岩崎宏健堂	30百万円	100%	ドラッグストアを主体とした薬局を営む小売業
株式会社ココカラファイン アソシエ	10百万円	100%	店舗運営サポート事業 事務サポート事業
株式会社ココカラファイン ソレイユ	10百万円	100%	店舗運営サポート事業 事務サポート事業
株式会社愛安住	10百万円	100%	管理医療機器、(特定)福祉用具、(特定)介護予防福祉用具の販売および賃貸業
株式会社シーエフエナジー	50百万円	100%	電力等のエネルギー商品の調達、供給、販売事業
株式会社ココカラファイン フリュアヴァンス	10百万円	100%	物流センターの管理・運営および物流業務の受託ならびに物流

			情報の収集処理業務
株式会社小石川薬局	10百万円	100%	調剤を主体とした薬局を営む小売業
株式会社福永薬局	3百万円	100%	調剤を主体とした薬局を営む小売業
有限会社薬宝商事	5百万円	100%	調剤を主体とした薬局を営む小売業
株式会社CFIZ	100百万円	51%	ドラッグストアを主体とした店舗を営む小売業
有限会社松田	5百万円	100%	調剤を主体とした薬局を営む小売業
株式会社フタツカホールディングス	50百万円	100%	調剤を主体とした薬局を営む小売業
雅ファーマシー株式会社	6百万円	100%	調剤を主体とした薬局を営む小売業

- (注) 1. 当社グループは、2021年3月31日現在、当社、上記子会社15社のほか、連結対象会社8社、関連会社2社により構成されており、医薬品、化粧品、日用雑貨などの店頭販売および薬局の経営を主たる事業としております。
2. 株式会社CFIZは、2020年4月1日付にて同社株式の51%を当社が譲り受けて子会社となっております。
3. 株式会社福永薬局は、2021年4月1日付にて株式会社ココカラファインヘルスケアに統合しております。
4. 有限会社寿は、2020年9月1日付にて当社の完全子会社となり、同年12月1日付にて株式会社ココカラファインヘルスケアに統合しております。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、薬局の経営ならびに医薬品、化粧品、日用雑貨等の販売事業および介護事業を行っております。

(9) 主要な営業所 (2021年3月31日現在)

株式会社ココカラファイン

本 社 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号

株式会社ココカラファインヘルスケア

本 社 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号  
直 営 店 1,287店舗  
株式会社ファインケア  
本 社 埼玉県さいたま市南区文蔵二丁目2番1号  
介 護 施 設 36拠点  
株式会社岩崎宏健堂  
本 社 山口県周南市下一の井手5636-5  
直 営 店 66店舗  
株式会社ココカラファイン アソシエ  
本 社 東京都府中市美好町二丁目12番2号  
株式会社ココカラファイン ソレイユ  
本 社 東京都府中市美好町二丁目12番2号  
株式会社愛安住  
本 社 三重県伊賀市大野木2112番地の28  
事 業 所 13拠点  
株式会社シーエフエナジー  
本 社 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号  
株式会社ココカラファイン フリュアヴァンス  
本 社 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号  
株式会社小石川薬局  
本 社 東京都新宿区西新宿一丁目西口地下街1号  
直 営 店 1店舗  
株式会社福永薬局  
本 社 熊本県宇土市本町六丁目24番地  
直 営 店 6店舗  
有限会社薬宝商事  
本 社 神奈川県川崎市麻生区上麻生一丁目9番10号  
直 営 店 2店舗  
株式会社CFIZ  
本 社 大阪府大阪市中央区南船場二丁目7番30号  
直 営 店 23店舗  
有限会社松田  
本 社 愛知県西尾市永楽町二丁目16番1号

直 営 店 4 店舗  
 株式会社フタツカホールディングス  
 本 社 兵庫県神戸市中央区小野柄通七丁目 1 番 1 号  
 系 列 店 舗 69 店舗  
 雅ファーマシー株式会社  
 本 社 東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 1 号  
 日本プレスセンタービル地下 1 階  
 直 営 店 2 店舗

(10) 従業員の状況 (2021年 3 月 31 日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
7,135名 (6,469名)	706名増 (87名減)

(注) 従業員数は、就業人員であり、( )内にパートタイマーおよびアルバイト(1日8時間換算)を外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢
268名 (19名)	11名増 (1名減)	46.1歳

(注) 従業員数は、就業人員であり、( )内にパートタイマーおよびアルバイト(1日8時間換算)を外数で記載しております。

(11) 主要な借入先および借入額 (2021年 3 月 31 日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	150百万円
株式会社三菱UFJ銀行	150百万円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項  
 該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 100,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 31,412,085株（自己株式1,368,908株を含む。）  
 (3) 単元株式数 100株  
 (4) 当期末株主数 5,745名  
 (5) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社マツモトキヨシホールディングス	6,006,908株	19.99%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（管理信託口・79208）	1,683,240株	5.60%
NOMURA CUSTODY NOMINEES LIMITED OMNIBUS-FULLY PAID (CASHPB)	1,442,822株	4.80%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,065,371株	3.54%
ココカラファイン従業員持株会	870,430株	2.89%
セガミ不動産株式会社	835,920株	2.78%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	792,500株	2.63%
DEUTSCHE BANK AG LONDON GPF CLIENT OMNIFULL TAX 613	740,390株	2.46%
第一三共ヘルスケア株式会社	605,017株	2.01%
JPMBL RE NOMURA INTERNATIONAL PLC 1 COLL EQUITY	557,627株	1.85%

- (注) 1. 当社は自己株式1,368,908株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には、株式付与E SOP信託口が保有する当社株式（39,103株）を含めておりません。
2. 2021年4月2日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2021年3月26日現在で Oasis Management Company Ltd. が2,794,350株（保有割合8.90%）を保有している旨が記載されております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。
3. 2021年3月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2021年3月15日現在で野村證券株式会社ならびにその共同保有者である Nomura International PLC および野村アセットマネジメント株式会社が、それぞれ23,156株（保有割合

0.07%)、837,588株(保有割合2.67%)、727,600株(保有割合2.32%)を保有し、3社合計で1,588,344株(保有割合5.06%)保有している旨が記載されております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

- (6) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

[取締役へ交付した株式の区分別合計]

	株式数	対象者数
取締役(監査等委員および社外取締役を除く)	4,086株	4名
社外取締役(監査等委員を除く)	—	2名
監査等委員である取締役	—	3名

(注) 取締役(監査等委員および社外取締役を除く)の上記数値には、当事業年度以前に退任した取締役の分を含んでおります。

- (7) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	塚 本 厚 志	株式会社ココカラファイン ヘルスケア 代表取締役 株式会社CFIZ 取締役 株式会社フタツカホールディングス 取締役
取締役副社長	山 本 剛	管理本部長 経営戦略室担当 株式会社ココカラファイン ヘルスケア 取締役 株式会社岩崎宏健堂 取締役 株式会社ココカラファイン アソシエ 取締役 株式会社ココカラファイン ソレイユ 取締役 株式会社愛安住 取締役 株式会社フタツカホールディングス 取締役
取 締 役	渡 辺 玲 一	営業担当 株式会社ココカラファイン ヘルスケア 取締役 株式会社フタツカホールディングス 取締役
取 締 役	谷 間 真	株式会社セントリス・コーポレートアドバイザー 代表取締役 株式会社バルニバービ 社外取締役 株式会社キャリア 社外取締役 株式会社ザッパラス 社外取締役 監査等委員
取 締 役	河 合 順 子	株式会社鎌倉新書 監査等委員である取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	坂 本 朗	株式会社ココカラファイン ヘルスケア 監査役
取 締 役 (監査等委員)	鳥 居 明	鳥居公認会計士事務所 代表 株式会社エイアンドティー 社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	橋 本 学	

(注) 1. 取締役 谷間 真氏、河合順子氏、監査等委員である取締役 坂本 朗氏、鳥居 明氏および橋本 学氏は社外取締役であります。

2. 取締役 谷間 真氏、河合順子氏、監査等委員である取締役 坂本 朗氏、鳥居 明氏および橋本 学氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員である取締役 坂本 朗氏は常勤の監査等委員であります。当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
4. 監査等委員である取締役 坂本 朗氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員である取締役 鳥居 明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査等委員である取締役 橋本 学氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役 富田 孝行氏は、2020年6月25日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

## (2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、任意の指名・報酬諮問委員会（社外取締役3名で構成しており、坂本朗氏が委員長、谷間真氏および河合順子氏が委員となります。）の答申を踏まえ、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関して2017年5月11日開催の取締役会および2020年6月25日開催の取締役会で既に決議されていることを確認しました。当該決定方針は次のとおりとなります。

#### イ. 基本方針

当社は、従前の固定報酬主体の報酬体系から、業績に連動するインセンティブ報酬の比重を高めることにより、株主の皆さまと価値を共有することを基本方針としております。

具体的には、取締役の報酬は、固定給としての基本報酬、単年度の業績達成度に連動する年次インセンティブ報酬（「業績連動報酬等」に該当します。）、中期経営計画に定める業績達成度に連動する中長期インセンティブ報酬（「業績連動報酬等」かつ「非金銭報酬等」に該当します。）から構成されます。ただし、社外取締役および監査等委員である取締役は、その役割に鑑み基本報酬のみとします。

#### ロ. 基本報酬の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含みます。）

取締役の基本報酬は、金銭報酬であり、その基準額が報酬に関する社

内規程（任意の指名・報酬諮問委員会の答申を受けて取締役会で決議）に役位に応じて定めております。その定めのもと、任意の指名・報酬諮問委員会の答申を受け取締役会の決議により個人別の支給額を決定します。この基本報酬は、報酬に関する社内規程に従い毎月按分された金額を支給します。

- ハ. 年次インセンティブ報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含みます。）

取締役の年次インセンティブ報酬は、金銭報酬であり、全社連結業績評価、担当部門業績評価などが支給額決定の基礎となります。このうち大きな比重を占めるのは全社連結業績であり、業績指標は連結経常利益およびROAを用います。年次インセンティブ報酬の算出式、業績指標、支給条件などは報酬に関する社内規程に定めており、その定めのもと、任意の指名・報酬諮問委員会の答申を受け取締役会の決議により個人別の支給額および支給時期を決定します。

なお、年次インセンティブ報酬は、業績達成度に応じて0～200%の範囲で変動します。

- ニ. 中長期インセンティブ報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含みます。）

中長期インセンティブ報酬は、業績連動型の株式報酬であり、中期経営計画対象期間中に、取締役会の決定により3年以上5年以内の評価期間を設定し、当該期間の終了後、評価期間の業績達成度に応じて一定の算定方法により交付株式数を決定し、同株式数の50%に相当する当社普通株式を交付するとともに、残りの株式数に相当する当社普通株式の時価相当額の金銭報酬を支給します。当社普通株式の交付は、当社が取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除きます。）に対して、各評価期間の終了後、金銭報酬債権を付与し、当該取締役が当社による株式の発行または自己株式の処分に際して当該金銭報酬債権を現物出資する方法によります。業績達成度の評価指標は連結経常利益を用いており、交付株式数は業績達成度などに応じて33.3%～100%の範囲で変動します。

中長期インセンティブ報酬の算出式、評価期間、交付・支給条件、交付・支給時期などは報酬に関する社内規程に定めており、その定めのもと、任意の指名・報酬諮問委員会の答申を受け取締役会の決議により個人別の交付株式数、支給金額、交付・支給時期などを決定します。

ホ. 基本報酬の額、年次インセンティブ報酬の額または中長期インセンティブの額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

中期経営計画達成した場合の割合の目安として、基本報酬を「1」とすると、年次インセンティブ報酬が「0.4」、中長期インセンティブ報酬が「0.8」となるような制度設計としております。実際は当社業績などに応じて年次インセンティブ報酬と中長期インセンティブ報酬が変動することになります。

②当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、任意の指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

③取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の金銭報酬（基本報酬と年次インセンティブ報酬の合計）の額は、2016年6月28日開催の第8回定時株主総会において年額300百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の員数は3名（うち社外取締役は1名）です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2017年6月27日開催の第9回定時株主総会において、当社が各評価期間の終了後に交付・支給する株式報酬（中長期インセンティブ報酬）の総額は評価期間ごとにそれぞれ240百万円を上限とし、また交付する当社普通株式総数は評価期間ごとに2万株を上限（社外取締役および監査等委員である取締役は対象外）とすることを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除きます。）の員数は3名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の第8回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

④取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関して、取締役その他第三者に委任している事項はございません。

⑤取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	年次インセンティブ報酬（業績連動報酬等）	中長期インセンティブ報酬（業績連動報酬等かつ非金銭報酬等）	
取締役（監査等委員である取締役を除く） 【うち社外取締役】	183百万円 【11百万円】	92百万円 【11百万円】	24百万円 【—】	65百万円 【—】	7名 【2名】
監査等委員である取締役 【うち社外取締役】	21百万円 【21百万円】	21百万円 【21百万円】	— 【—】	— 【—】	3名 【3名】

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の上記数値には当事業年度以前に退任した取締役の分を含んでおります。
2. 当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、業績連動報酬等として「年次インセンティブ報酬」および「中長期インセンティブ報酬」を支給しております。
3. 「年次インセンティブ報酬」の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、上記(2)①ハに記載のとおり連結経常利益額およびROAであり、当該業績指標を選定した理由は、年次業績に加え、中長期経営計画などで目標としている指数を取り入れることで、株主目線での経営を促すことを目的とするものです。「年次インセンティブ報酬」の算定方法は、上記(2)①ハに記載のとおりであり、当事業年度で採用したものを含む各業績指標の実績の推移は次のとおりです。

	10期 (2017. 4. 1～ 2018. 3. 31)	11期 (2018. 4. 1～ 2019. 3. 31)	12期 (2019. 4. 1～ 2020. 3. 31)	13期【当期】 (2020. 4. 1～ 2021. 3. 31)
経常利益指数				
単年度計画達成時	0. 3 5	0. 4 6	0. 4 6	0. 4
実績（各連結会計年度）	0. 4 6	0. 4	0. 4	0. 3 5
ROA指数				
単年度計画達成時	1. 0 7 5	1. 0 7 5	1. 0 7 5	1. 0 7 5
実績（各連結会計年度）	1. 1	1	0. 9 2 5	0. 7 7 5

4. 「中長期インセンティブ報酬」の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、上記(2)①ニに記載のとおり、連結経常利益額であり、当該業績指標を選定した理由は、中長期的な期間における目標数値を意識し、役員に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、役員と株主との一層の価値共有を進めるためです。「中長期インセンティブ報酬」の算定方法は、上記(2)①ニに記載のとおりであり、当事業年度で採用した業績指標の実績は次のとおりです。

	支給割合
中期経営計画達成時	100. 0%
実績（当連結会計年度）	33. 3%

5. 当社は、非金銭報酬等として、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して、株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容は上記(2)①ニに記載のとおりであり、その交付状況は、上記2. (6)「当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況など

氏名	地位	主な活動状況、期待される役割に関して行った職務など
谷間 真	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的知見に基づき、独立した客観的立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、当社の業務執行の管理・監督を適切に行っております。 また、上記のほか、任意の指名・報酬諮問委員会の委員を務め、取締役等の指名・報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
河合 順子	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、主に弁護士としての専門的知見に基づき、独立した客観的立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、当社の業務執行の管理・監督を適切に行っております。 また、上記のほか、任意の指名・報酬諮問委員会の委員を務め、取締役等の指名・報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
坂本 朗	社外取締役 (常勤監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会13回全て、および監査等委員会13回全てに出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った豊富な知識・見地に基づき、独立した客観的立場から適宜発言し、当社の業務執行の管理・監督を適切に行っております。 また、上記のほか、任意の指名・報酬諮問委員会の委員長を務め、取締役等の指名・報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
鳥居 明	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会13回全て、および監査等委員会13回全てに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地に基づき、独立した客観的立場から適宜発言し、当社の業務執行の管理・監督を適切に行っております。
橋本 学	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会13回全て、および監査等委員会13回全てに出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った豊富な経験・見地に基づき、独立した客観的立場から適宜発言し、当社の業務執行の管理・監督を適切に行っております。

(注) 当社では、取締役会に出席できない社外取締役に対しても、事前の資料配布や審議事項に関する意見聴取により、取締役会での決議・報告事項に関与できる環境を整えて

います。

### ③責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除きます。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金5百万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。

## 5. 株式会社の状況に関するその他の重要な事項

当社と株式会社マツモトキヨシホールディングス（以下「マツモトキヨシホールディングス」といいます。）とは、両社の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）の実施について合意し、2021年2月26日付で経営統合契約および株式交換契約（当社を株式交換完全子会社、マツモトキヨシホールディングスを株式交換完全親会社とする株式交換に係る株式交換契約であり、2021年6月29日開催予定の当社およびマツモトキヨシホールディングスの定時株主総会の承認を得られることを条件とし、2021年10月1日を効力発生日とします。以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。また、本経営統合のための一連の取引の一環として、当社および当社の完全子会社である株式会社ココカラファインヘルスケア（以下「ココカラファインヘルスケア」といいます。）は、2021年4月28日に開催したそれぞれの取締役会の決議に基づき、次の吸収分割契約を締結しました。

- ①当社を分割会社、マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、当社の本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約
- ②当社を分割会社、MKCF分割準備株式会社（マツモトキヨシホールディングスの完全子会社。以下「シナジー創出会社」といいます。）を承継会社とし、当社の営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約
- ③ココカラファインヘルスケアを分割会社、マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、ココカラファインヘルスケアの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約
- ④ココカラファインヘルスケアを分割会社、シナジー創出会社を承継会社とし、ココカラファインヘルスケアの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約

(注) 1. 上記契約はいずれも、本株式交換契約に基づく株式交換の効力が発生してい

- ることを条件とするものであり、2021年10月1日を効力発生日とします。
2. 上記契約①②に基づく吸収分割は、会社法第784条第2項本文の規定に基づく簡易吸収分割の手続きにより、当社の株主総会の決議による承認を受けずに行う予定です。
  3. 上記契約③④に基づく吸収分割は、会社法第784条第2項本文の規定に基づく簡易吸収分割の手続きにより、ココカラファインヘルスケアの株主総会の決議による承認を受けずに行う予定です。
- 

#### 備 考

この事業報告に記載の金額は、注記した事項を除き表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	117,052	流動負債	52,089
現金及び預金	33,370	買掛金	35,917
売掛金	20,843	短期借入金	300
たな卸資産	50,675	リース債務	110
未収入金	9,724	未払法人税等	862
その他	2,437	賞与引当金	2,317
固定資産	86,354	ポイント引当金	3,616
有形固定資産	31,310	その他	8,965
建物及び構築物	13,827	固定負債	9,809
土地	11,056	株式給付引当金	87
リース資産	258	リース債務	110
その他	6,167	退職給付に係る負債	5,215
無形固定資産	22,313	資産除去債務	1,998
のれん	17,096	その他	2,397
その他	5,216	負債合計	61,899
投資その他の資産	32,731	純資産の部	
差入保証金	7,660	株主資本	141,558
敷延税金資産	14,467	資本金	20,184
その他	2,282	資本剰余金	53,764
貸倒引当金	△167	利益剰余金	73,795
		自己株式	△6,186
		その他の包括利益 累計額	△50
		その他有価証券評価差 額	86
		退職給付に係る調整 累計額	△136
		純資産合計	141,508
資産合計	203,407	負債・純資産合計	203,407

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

( 2020年 4月1日から  
2021年 3月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		366,440
売上原価		257,516
売上総利益		108,923
販売費及び一般管理費		98,575
営業利益		10,348
営業外収益		
受取利息	48	
受取配当	9	
受取手数料	1,131	
受取家賃	374	
受取贈与	885	
受取資産の利益	200	
受取費用	859	3,508
受取利息	6	
受取費用	992	
受取利息	41	1,041
営業外収益		12,815
特別利益		
固定資産売却益	775	
投資有価証券売却益	13	
特別利益	6	795
特別損失		
商貸品貸統借合契損関約連解費約費用	4,600	
商貸品貸統借合契損関約連解費約費用	108	
商貸品貸統借合契損関約連解費約費用	14	
商貸品貸統借合契損関約連解費約費用	51	
商貸品貸統借合契損関約連解費約費用	1,105	
商貸品貸統借合契損関約連解費約費用	249	6,129
税金等調整前当期純利益		7,480
法人税、住民税及び事業税	3,100	
法人税等調整額	107	3,208
当期純利益		4,272
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△48
親会社株主に帰属する当期純利益		4,320

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社ココラファイン  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 滑川 雅臣 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神前 泰洋 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ココラファインの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ココラファイン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2021年4月28日開催の取締役会の決議に基づき、2021年10月1日を効力発生日として、株式会社マツモトキヨシホールディングスを株式交換完全親会社とし、会社を株式交換完全子会社とする株式交換の効力が発生していることを条件とする、下記吸収分割契約を締結した。

- ・ 会社を分割会社、株式会社マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、会社の本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。
  - ・ 会社を分割会社、株式会社マツモトキヨシホールディングスの全額出資子会社であるMKCF分割準備株式会社を承継会社とし、会社の営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。
  - ・ 会社の完全子会社である株式会社ココラファインヘルスケアを分割会社、株式会社マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、株式会社ココラファインヘルスケアの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。
  - ・ 株式会社ココラファインヘルスケアを分割会社、MKCF分割準備株式会社を承継会社とし、株式会社ココラファインヘルスケアの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	79,181	流動負債	2,049
現金及び預金	26,744	短期借入金	300
前払費用	120	未払金	511
未収入金	1,323	未払費用	144
関係会社預け金	50,637	未払法人税等	80
その他の	356	未払消費税等	41
固定資産	24,925	預り金	12
有形固定資産	64	関係会社預り金	789
建物	18	賞与引当金	124
工具、器具及び備品	45	その他の	45
無形固定資産	3,599	固定負債	641
商標権	6	退職給付引当金	358
ソフトウェア	3,592	株式給付引当金	22
投資その他の資産	21,262	その他の	259
投資有価証券	363	負債合計	2,690
関係会社株式	20,538	純資産の部	
長期前払費用	58	株主資本	101,417
繰延税金資産	223	資本金	20,184
その他の	77	資本剰余金	67,401
		資本準備金	19,434
		その他資本剰余金	47,966
		利益剰余金	20,016
		その他利益剰余金	20,016
		繰越利益剰余金	20,016
		自己株式	△6,186
		純資産合計	101,417
資産合計	104,107	負債・純資産合計	104,107

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

( 2020年 4月1日から  
2021年 3月31日まで )

(単位：百万円)

科 目				金 額	
営	業	収	益		8,493
営	業	費	用		4,201
営	業	利	益		4,291
営	業	外	収	益	
受	取	取	配	息	50
受	取	取	当	金	0
受	取	取	家	賃	65
そ	の	の	他	他	19
営	業	外	費	用	135
支	払	の	利	息	0
賃	貸	の	費	用	65
そ	の	の	他	他	17
経	常	利	益		83
特	別	損	失		4,343
固	定	資	除	却	0
関	係	会	社	株	98
そ	の	の	式	評	2
税	引	前	当	期	100
				純	4,242
				利	
				益	
法	人	税	、	住	24
法	人	税	等	事	59
				業	84
				税	
				調	
				整	
				額	84
当	期	純	利	益	4,158

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社ココカラファイン  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 滑川 雅臣 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神前 泰洋 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ココカラファインの2020年4月1日から2021年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2021年4月28日開催の取締役会の決議に基づき、2021年10月1日を効力発生日として、株式会社マツモトキヨシホールディングスを株式交換完全親会社とし、会社を株式交換完全子会社とする株式交換の効力が発生していることを条件とする、下記吸収分割契約を締結した。

- ・ 会社を分割会社、株式会社マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、会社の本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。
- ・ 会社を分割会社、株式会社マツモトキヨシホールディングスの全額出資子会社であるMKCF分割準備株式会社を承継会社とし、会社の営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

株式会社ココカラファイン 監査等委員会

常勤監査等委員 坂本 朗 ㊟

監 査 等 委 員 鳥居 明 ㊟

監 査 等 委 員 橋本 学 ㊟

(注) 監査等委員3名全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 会計監査人の状況

### (1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	29百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	72百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務である「経営統合に向けた経理及び決算業務に関する予備調査業務」についての対価を支払っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人に、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した行為または公序良俗に反する行為があったと判断した場合、および職務の執行に支障があると判断した場合、監査等委員会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議議案といたします。

## 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

#### ① 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および当社子会社は、「倫理綱領」を定め、企業が存立を継続するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、すべての役員および従業員が公平で高い倫理観に基づいて行動し、「良き企業市民」として広く社会から信頼されるよう、以下の体制にて取り組んでまいります。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済活動や社会の発展を妨げる反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫くとともに、あらゆる関係の排除に努めます。

- イ. 当社社長を委員長とするコンプライアンス・リスクコントロール委員会にてコンプライアンスならびにリスクに関して検討・対処し、重要な事項については当社社長が主宰するグループ経営会議にて重ねて審議することなどを中心としてコンプライアンスの徹底を図り、コンプライアンス統括部が各部門・各子会社と連携してこれを推進します。
- ロ. 当社社長直属の内部監査室が定期的および随時実施する内部監査を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令・定款および社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また会社の制度・組織・諸規程が妥当であるかを公正不偏に調査・検証することにより、会社の財産の保全ならびに経営効率の向上を図り、内部統制システムの構築・改善に努めます。
- ハ. 外部専門機関を通報窓口とする内部通報制度（リスクホットライン）を設け、社内の自浄作用による問題の早期是正を図ります。
- ニ. 取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置し、代表取締役・取締役の指名および報酬などに関する手続きの公平性・透明性などを担保することにより、コーポレート・ガバナンスの充実に努めます。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会、グループ経営会議をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書など、

取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および文書管理規程などに基づき、その保存媒体に応じて適正かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理いたします。

会社情報の適時開示体制については、東京証券取引所に対して適時開示体制の概要を公表するとともに、「内部情報管理規程」などの規程を制定し、組織的な対応を実施しております。

### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社および当社子会社は、様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生の可能性に応じ、事前に適正な対応策を準備するなど、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応をとってまいります。

当社および当社子会社は、リスク管理体制の重要性を認識し、その基礎としてコンプライアンス・リスク管理規程を定めるとともに、当社社長が主宰するグループ経営会議やコンプライアンス・リスクコントロール委員会において、リスク管理に関する重要事項を審議するなど、リスク管理体制の充実を図ってまいります。

### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社および当社子会社は、会社全体の将来ビジョンと目標を基本としつつ、環境変化に対応して中期経営計画および単年度経営計画を策定いたします。これら経営計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務執行の効率化を図ってまいります。

また、当社社長が主宰するグループ経営会議を設け、取締役会の議論を充実させるべく事前審査を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、当社の業務の執行および施策の実施などについて審議し、意思決定を行ってまいります。取締役の職務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者および責任・執行手続きの詳細について定め、効率的に職務が執行できる体制とします。

### ⑤子会社の取締役などの職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループ会社管理規程にて、子会社に対する適正な経営管理を行うための管理体制および報告事項などを定めております。

### ⑥監査等委員会がその職務を補助すべく使用人を置くことを求めた場合におけ

る当該使用人に関する事項および当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項

当社には、現在、監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人はおりませんが、監査等委員会から求められた場合には、監査等委員会と協議のうえ合理的な範囲で配置することにしております。なお、当該使用人を置いた場合には、その任命・解任・評価・人事異動・賃金の改定について監査等委員会の同意を得ることにより、監査等委員でない取締役からの独立性を確保するものとしたします。

⑦監査等委員会の職務の執行について生じる費用、または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の遂行について生じる費用の前払、または償還の手続その他の当該職務について生じる費用または償還の処理については、監査等委員の請求などに従い速やかに処理することとしております。

⑧監査等委員でない取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する報告体制およびその他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社および当社子会社の監査等委員でない取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査等委員会に報告することとしております。

監査等委員会は、取締役会ほか重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、常勤監査等委員がグループ経営会議などの重要な会議に出席し、必要に応じて監査等委員でない取締役または使用人に業務執行状況に関する説明を求めます。また、常勤監査等委員が当社の会計監査人から監査内容について説明を受け、情報の交換を行うなど連携を図っております。

また、内部通報制度による通報情報や不正事故などについても、内部監査室長が当社社長および常勤監査等委員へ報告することとしております。また、内部通報による通報を理由に通報者に不利益を課してはならないことを社内規程で定めております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ①コンプライアンス・リスク管理体制

当社は、コンプライアンス・リスク管理規程に基づき、当社社長を委員長とするコンプライアンス・リスクコントロール委員会を当事業年度において2回開催し、グループ事業のコンプライアンス・リスクに関わる事項について検討対処いたしました。また、当社は同規程に基づき、内部通報窓口「リスクホットライン」を運用しており、社内への周知およびその活用を図り、コンプライアンス・リスクコントロール委員会にその内容が報告されております。

### ②グループ会社管理体制

当社は、グループ会社管理規程に基づき、当社社長が主宰するグループ経営会議を当事業年度において17回開催するなどして、当社およびグループ各社のガバナンス強化に努めております。また、内部監査室は監査計画に基づき、子会社に対する監査を実施しております。

### ③取締役の職務執行について

当社は、取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令・定款に則って行動するよう徹底しております。取締役会を当事業年度において13回開催し、法令または定款に定められた事項および経営上の重要事項を決定するとともに、業務執行に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督を行っております。

### ④監査等委員会の職務の執行について

監査等委員会を当事業年度において13回開催し、監査方針、監査計画を協議決定の上、監査を実施しました。常勤監査等委員が取締役会やグループ経営会議等の重要な会議へ出席するなどして情報収集に努め、必要がある場合には意見を述べ、また代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室との間で定期的な情報交換を行うことで、取締役の職務執行が法令・定款に違反していないかなどを確認しております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 2020年 4月1日から  
2021年 3月31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年4月1日首残高	20,184	53,751	72,359	△6,436	139,859
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,883		△2,883
親会社株主に帰属する当期純利益			4,320		4,320
連結範囲の変動			△0		△0
自己株式の取得				△5	△5
自己株式の処分		12		255	267
株主資本以外の項目 の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	12	1,436	250	1,698
2021年3月31日残高	20,184	53,764	73,795	△6,186	141,558

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
2020年4月1日首残高	41	△247	△206	139,653
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△2,883
親会社株主に帰属する当期純利益				4,320
連結範囲の変動				△0
自己株式の取得				△5
自己株式の処分				267
株主資本以外の項目 の 連結会計年度中の変	44	111	156	156

動 額 ( 純 額 )				
連結会計年度中の変動 額 合 計	44	111	156	1,855
2021年3月31日残高	86	△136	△50	141,508

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 23社

連結子会社の名称

株式会社ココカラファイン ヘルスケア  
株式会社ファインケア  
株式会社岩崎宏健堂  
株式会社ココカラファイン アソシエ  
株式会社ココカラファイン ソレイユ  
株式会社愛安住  
株式会社シーエフエナジー  
株式会社ココカラファイン フリュアヴァンス  
株式会社小石川薬局  
株式会社福永薬局  
有限会社薬宝商事  
株式会社CFIZ  
有限会社松田  
株式会社フタツカホールディングス及びその子会社8社  
雅ファーマシー株式会社

連結子会社でありました有限会社フライトは、連結子会社である株式会社ココカラファイン ヘルスケアと2020年4月1日付で合併し、連結の範囲から除外しております。

株式会社CFIZは2020年4月1日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

有限会社松田は2020年8月7日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。なお、みなし取得日を2020年9月30日としております。

株式会社フタツカホールディングス及びその子会社8社は2020年11月12日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。なお、みなし取得日を2020年12月31日としております。

雅ファーマシー株式会社は2021年2月22日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。なお、みなし取得日を2021年3月31日としております。

## (2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の非連結子会社数及び関連会社数 0社

②持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

関連会社 CF Village Limited

関連会社 BJC & CF (Thailand) Co., Ltd.

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない関連会社2社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

## (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

## (4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

i 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ii たな卸資産

商品

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

i 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、事業用定期借地権契約による借地上の建物については、耐用年数を定期借地権の残存期間、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

ii 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

iii リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

iv 投資その他の資産（その他一長期前払費用）

定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

i 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ii 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

iii ポイント引当金

ポイントカードの利用による売上値引きに備えるため、使用実績率に基づき将来利用されると見込まれる額を計上しております。

iv 株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社グループの従業員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

i 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、当社及び一部の連結子会社は簡便法を採用しております。

ii 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、下記のとおり各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数により按分した額を費用処理しております。

会社名	年数	費用処理の方法	
株式会社ココカラファイン ヘルスケア	10年	定額法	発生年度の翌連結会計年度から費用処理
旧セガミメディクス株式会社	10年	定率法	発生年度から費用処理
旧株式会社コダマ	10年	定率法	発生年度から費用処理
株式会社CFIZ	10年	定額法	発生年度の翌連結会計年度から費用処理

また、過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により処理しております。

iii 小規模企業等における簡便法の採用

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、6～20年間で均等償却しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理について

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に「3. 会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### （固定資産の減損）

#### （1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

項目	金額（百万円）
有形固定資産（注）	31,310
無形固定資産（注）	22,313
減損損失	1,105

（注）このうち、ドラッグストア・調剤事業の固定資産（のれんを除く）は32,047百万円であります。

#### （2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ① 算出方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、固定資産のグルーピングをしております。のれんについては、関連する事業資産を含むより大きな単位でグルーピングをしております。

当連結会計年度においては、市場価額が著しく下落している又は営業活動から生じる損益が継続的にマイナスである資産グループについて減損の兆候を認識し、減損対象となった資産グループは、回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しました。

各資産グループの回収可能価額は、使用価値と正味売却価額のうち、いずれかの高い方の金額で測定しております。使用価値は、取締役会で承認された翌連結会計年度の予算を基礎として作成された将来キャッシュ・フローを割引率（5.1%）で割り引いて算出しております。重要性の高い資産グループの不動産についての正味売却価額は、不動産鑑定評価額もしくは路線価に基づく評価額及び固定資産税評価額を基準として算出しております。

##### ② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定及び翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローは、過去の経験や外部情報及び内部情報を反映して作成した翌連結会計年度の予算を基礎として算出されており、その主要な仮定は、売上□伸□率、処□回数等であります。主要な仮定は、経済条件等の変化によって影響を受ける可能性があります。主要な仮定に見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する□額に重要な影響を与える可能性があります。

また、新型コロナウイルスの影響は今後も不透明な状況が続くと予想されますが、翌連結会計年度の予

算は、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づき、翌連結会計年度においても影響が継続するものの徐々に回復するものと仮定して作成しております。今後の経過によっては、実績値に基づく結果が仮定と異なる可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

45,052百万円

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	31,412,085	—	—	31,412,085

##### (2) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

##### (3) 配当に関する事項

###### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,501	50.00	2020年3月31日	2020年6月26日
2020年11月12日 取締役会	普通株式	1,382	46.00	2020年9月30日	2020年12月3日

(注)1 2020年6月25日定時株主総会決議に係る「配当金の総額」には、株式付与E S O P信託口が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

(注)2 2020年11月12日取締役会決議に係る「配当金の総額」には、株式付与E S O P信託口が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

###### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,381	46.00	2021年3月31日	2021年6月30日

(注) 1 2021年6月29日開催予定の第13回定時株主総会において、上記のとおり決議する予定です。

(注) 2 2021年6月29日定時株主総会決議に係る「配当金の総額」には、株式付与E S O P信託口が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に出店計画等に照らして必要な資金の調達を行っており、銀行等金融機関から借入れにより資金を調達しております。また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、未収入金、差入保証金及び敷金に係る顧客の信用リスクは、与信管理を行いリスク軽減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。未収入金につきましては主として仕入先に対するリベートに関するものであります。営業債務である買掛金はすべて1年以内の支払期日であります。借入金は短期借入金であり、用途は運転資金であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、営業債権については、卸販売管理規程に従って、商品部が主要な取引先の与信管理を行い、状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、有価証券運用管理規程に従って、財務部が定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務については、仕入管理規程に従って、商品部が仕入業務を遂行するとともに支払い条件の管理を行い、財務部へ支払額を通知しております。財務部が資金管理事務取扱規程に基づき、資金管理を行います。また、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を考慮しながら、流動性リスク管理を行っております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 現金及び預金	33,370	33,370	—
(2) 売掛金	20,843	20,843	—
(3) 未収入金	9,724	9,724	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	341	341	—
(5) 差入保証金 貸倒引当金	7,391 △0		
差引	7,391	7,473	81
(6) 敷金 貸倒引当金	13,538 △0		
差引	13,537	13,170	△367
資産計	85,209	84,924	△285
(7) 買掛金	(35,917)	(35,917)	—
(8) 短期借入金	(300)	(300)	—
負債計	(36,217)	(36,217)	—

(※) 負債に計上されるものについては、( ) で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 差入保証金 (6) 敷金

これらは、返還時期の見積を行い、返還までの期間に対応した国債利回りに信用リスクを加味した割引率で将来キャッシュ・フローの見積額を割り引いて算定しております。

また、連結貸借対照表計上額については、店舗の退去時に必要とされる原状回復工事に伴って回収が見込めない金額を控除しております。

負債

(7) 買掛金 (8) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(連結貸借対照表計上額408百万円)は、市場性がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券その他有価証券」に含めておりません。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	4,716円29銭
(2) 1株当たり当期純利益	144円05銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

### 経営統合に関する吸収分割契約等の締結

株式会社マツモトキヨシホールディングス(以下「マツモトキヨシホールディングス」とする。)と株式会社ココカラファイン(以下「ココカラファイン」とする。)は、2021年2月26日付「株式会社マツモトキヨシホールディングスと株式会社ココカラファインとの経営統合に関する経営統合契約の締結のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、両社間の経営統合(以下「本経営統合」とする。)に係る経営統合契約及び本経営統合のための一連の取引の一環としてマツモトキヨシホールディングスを株式交換完全親会社とし、ココカラファインを株式交換完全子会社とする、株式交換(以下「本株式交換」とする。)に係る株式交換契約の締結を決議した旨を公表しておりますが、2021年4月28日に開催したそれぞれの取締役会の決議に基づき、本経営統合のための一連の取引の一環として新設分割計画の作成及び以下の吸収分割契約の締結をいたしました。

- ① 2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインを分割会社、マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、ココカラファインの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。
- ② 2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインを分割会社、マツモトキヨシホールディングスの全額出資子会社であるMKCF分割準備株式会社(以下「シナジー創出会社」とする。)を承継会社とし、ココカラファインの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。
- ③ 2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインの完全子会社である株式会社ココカラファインヘルスケア(以下「ココカラファインヘルスケア」とする。)を分割会社、マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、ココカラファインヘルスケアの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。
- ④ 2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインヘルスケアを分割会社、シナジー創出会社を承継会社とし、ココカラファインヘルスケアの営業企画・運

営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。

## 株主資本等変動計算書

( 2020年 4月1日から  
2021年 3月31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
2020年4月1日期 首 残 高	20,184	19,434	47,954	67,389	18,741	18,741
事業年度中の変動 額						
剰余金の配当					△2,883	△2,883
当期純利益					4,158	4,158
自己株式の取得						
自己株式の処分			12	12		
株主資本以外の 項 目 の 事業年度中の変 動 額 ( 純 額 )						
事業年度中の変動 額 合 計	—	—	12	12	1,275	1,275
2021年3月31日残 高	20,184	19,434	47,966	67,401	20,016	20,016

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価 額	評価・換算 差額等 合計	
2020年4月1日期 首 残 高	△6,436	99,879	—	—	99,879
事業年度中の変動 額					
剰余金の配当		△2,883			△2,883
当期純利益		4,158			4,158

自己株式の取得	△5	△5			△5
自己株式の処分	255	267			267
株主資本以外の 項目の 事業年度中の変 動額（純額）			—	—	—
事業年度中の変動 額合計	250	1,537	—	—	1,537
2021年3月31日残 高	△6,186	101,417	—	—	101,417

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの……………移動平均法による原価法

### (2) 固定資産の減価償却方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### ③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に帰属する額を計上しております。

#### ② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を退職給付債務とする方法に基づき計上しております。

#### ③ 株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社の従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

### (4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に「3. 会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

（関係会社株式の評価）

### （1）当事業年度の計算書類に計上した金額

項目	金額（百万円）
関係会社株式	20,538
関係会社株式評価損	98

### （2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ①算出方法

当社は、関係会社株式について、帳簿価額と純資産を基礎として算定された実質価額を比較し、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したと認められる場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額をし、評価差額を関係会社株式評価損として特別損失に計上しております。

#### ②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定及び翌事業年度の計算書類に与える影響

関係会社株式の評価は、過去の経験や外部情報及び内部情報を反映して作成され、取締役会で承認された各関係会社の事業計画を使用しており、その主要な仮定は売上高伸長率、処方回数等であります。主要な仮定は、経済条件等の変化によって影響を受ける可能性があります。主要な仮定に見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する口額に重要な影響を与える可能性があります。

また、新型コロナウイルスの影響は今後も不透明な状況が続くと予想されますが、各社の事業計画は、計算書類作成時に入手可能な情報に基づき、翌事業年度においても影響が継続するものの徐々に回復するものと仮定して作成しております。今後の経過によっては、実績値に基づく結果が仮定と異なる可能性があります。

## 4. 貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額	152百万円
（2）関係会社に対する金銭債権（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	816百万円
長期金銭債権	1百万円
（3）関係会社に対する金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債務	28百万円

## 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	営業収益	8,493百万円
	営業費用	67百万円
営業取引以外の取引高	(収入分)	113百万円
	(支出分)	0百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,451,881	764	44,634	1,408,011

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加764株は、単元未満株式の買取りによる増加764株であります。

(注) 2 普通株式の自己株式の株式数の減少44,634株は、株式付与E S O P信託口による当社従業員への割当による減少34,758株、役員向け株式給付信託による自社の株式の交付による減少9,876株であります。

(注) 3 普通株式の自己株式の株式数には、株式付与E S O P信託口が保有する当社株式(当事業年度期首73,861株 当事業年度末39,103株)が含まれております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	20 百万円
賞与引当金	38 百万円
退職給付引当金	109 百万円
関係会社株式評価損	33 百万円
投資有価証券評価損	117 百万円
その他	59 百万円
小計	379 百万円
評価性引当額	△152 百万円
繰延税金資産合計	227 百万円

繰延税金負債

その他	△3 百万円
繰延税金負債合計	△3 百万円

繰延税金資産(負債)の純額	223 百万円
---------------	---------

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社ココカラファインヘルスケア	横浜市港北区	50	ドラッグストア・調剤事業	(所有) 直接100.00	経営管理、事務所等の賃貸、グループ会社間の資金の融通	経営管理料の受取 ※1	4,258	未収入金	464
							不動産賃貸料の受取 ※1	63	その他の流動資産	5
							CMSによる資金の預け ※2、※3 利息の受取 ※4	37,025	関係会社預け金	45,092
子会社	株式会社岩崎宏健堂	山口県周南市	30	ドラッグストア業	(所有) 直接100.00	経営管理、グループ会社間の資金の融通	CMSによる資金の預け ※2、※3 利息の受取 ※4	2,387	関係会社預け金	2,880
								2	—	—
子会社	株式会社CFIZ	大阪市中央区	100	ドラッグストア業	(所有) 直接51.00	経営管理、グループ会社間の資金の融通	CMSによる資金の預け ※2、※3 利息の受取 ※4	670	関係会社預け金	2,360
								0	—	—

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) ※1 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。また、取引金額には消費税等は含まれておりません。

※2 取引金額は平均残高を記載しております。

※3 担保の差入及び受入は行っておりません。

※4 市場金利を反映して合理的に決定しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 3,380円11銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 138円66銭   |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

### 経営統合に関する吸収分割契約等の締結

株式会社マツモトキヨシホールディングス（以下「マツモトキヨシホールディングス」とする。）と株式会社ココカラファイン（以下「ココカラファイン」とする。）は、2021年2月26日付「株式会社マツモトキヨシホールディングスと株式会社ココカラファインとの経営統合に関する経営統合契約の締結のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、両社間の経営統合（以下「本経営統合」とする。）に係る経営統合契約及び本経営統合のための一連の取引の一環としてマツモトキヨシホールディングスを株式交換完全親会社とし、ココカラファインを株式交換完全子会社とする、株式交換（以下「本株式交換」とする。）に係る株式交換契約の締結を決議した旨を公表しておりますが、2021年4月28日に開催したそれぞれの取締役会の決議に基づき、本経営統合のための一連の取引の一環として新設分割計画の作成及び以下の吸収分割契約の締結をいたしました。

- ① 2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファイン

ンを分割会社、マツモトキヨシホールディングスを承継会社とし、ココカラファインの本部機能を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。

- ② 2021年10月1日を効力発生日とし、本株式交換の効力が発生していることを条件とする、ココカラファインを分割会社、マツモトキヨシホールディングスの全額出資子会社であるMKCF分割準備株式会社を承継会社とし、ココカラファインの営業企画・運営支援機能等を承継させることを目的とする吸収分割に係る吸収分割契約。